

平成29年度第12回市営保育所移管先選定部会 摘録

日 時：平成29年12月26日（火）午後6時30分頃から午後8時30分頃まで
場 所：京都テルサ東館2階 視聴覚研修室
出席委員：安保千秋、岡美智子、川北典子、高田光雄、土江田雅史、安井雅子
(敬称略：五十音順) ※計6名（鎌田高雄委員、菱田不二三委員欠席）

1 事務局からの説明

【中澤保育内容向上課長】

ただ今から平成29年度第12回市営保育所移管先選定部会を始めさせていただきます。皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席を賜り誠にありがとうございます。

なお、菱田委員におかれましては体調不良のため、鎌田委員におかれましては所用のため、本日は御欠席との連絡をいただいております。

私は本日司会を務めさせていただく幼保総合支援室保育内容向上課長の中澤と申します。よろしくお願ひいたします。

会議の開催に先立ちまして、携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただきマナーモードに設定していただきますよう御協力を願いいたします。また、傍聴の皆様に御案内申し上げます。会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為が認められた場合は、京都市子ども・子育て会議運営要綱第6条に基づき、退場を命じることがありますので、あらかじめ御了承願います。

本日の会議につきましては、市民の皆様に議論の内容を広くお知りいただきますため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようよろしくお願ひいたします。また、本部会は委員数8名のところ、6名の委員に御出席いただいておりますので、本部会が成立していますことを御報告させていただきます。

続きまして、本日の資料の御確認をお願いいたします。1点目が『京都市崇仁保育所の民間移管に係る引継ぎ方法の変更について』、2点目が『市営保育所の民間移管に関する意向調査について』、3点目が『募集要項の主な変更点』、4点目が『崇仁保育所移管先法人募集要項（案）』となります。不足等はございませんでしょうか。

それでは、ここからは安保部会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。安保部会長、よろしくお願ひいたします。

【安保部会長】

以後、私の方で進行させていただきます。御協力をよろしくお願ひいたします。

まず初めに、前回の第11回市営保育所移管先選定部会において、菱田委員が特定の法人名を挙げて、その活動を紹介したことに対し、崇仁保育所の保護者の方や傍聴

者の方から問題ではないかとの御意見をいただいております。これに対して、事務局としてはどのようにお考えですか。

【村上公営保育所課長】

事務局から御説明させていただきます。前回の選定部会での菱田委員の発言については、一般的な民間保育園の質について質問するに当たり、委員が御存じであった法人名を例示されたものでした。

菱田委員は同法人の理事等ではなく、同法人との間に利害関係がないことも確認しております、本市としては問題のない発言であると考えております。

本日御欠席の菱田委員からも、この件について誤解を与えるような発言があったことについて申し訳ないというお言葉をいただいております。

事務局からは以上でございます。

【安保部会長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、この市営保育所移管先選定部会については、審議対象となる保育所の保護者の方などから非常に高い関心をいただいております。今後の審議に当たって、疑惑や誤解を招くようなことがないよう、私も含め、委員の皆様におかれましては、慎重な発言をお願いいたします。

私も進行について十分配慮して進めていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、1点目の報告事項「京都市崇仁保育所の民間移管に係る引継ぎ方法の変更について」について、事務局から報告をお願いいたします。

【村上公営保育所課長】

それでは、京都市崇仁保育所の民間移管に係る引継ぎ方法の変更について御報告いたします。資料1を御覧ください。

まず、前回の選定部会におきまして、崇仁保育所の民間移管に係る経過や保護者への説明状況を御報告させていただくとともに、保護者からの意見として、「移転と民間移管を同時に行うことに対して、子どもの精神的負担が心配である。」「民営になるのは仕方がないが、在園児については、卒所まで市の保育士が保育ができるようにしてもらいたい。」といった御意見を紹介させていただきました。そのうえで、委員の皆様から、「移転と民間移管が同時に行われることから、これまでの引継ぎ・共同保育以上の別の対策が必要である。」「場所・物・人の環境が大きく変わり、子どもも保護者も不安が大きいため、きめ細やかな対応が必要である。」「移管前に在所している子どもたちが卒所するまでの間、市の保育士が残って保育に当たることができないか御検討いただきたい。」といった御意見をいただきました。そのような御意見を踏まえ、本市において今後の引継ぎ方法を検討してまいりました。その検討の結果について、御報告いたします。

これまでの民間移管では、市の保育士が引継ぎ・共同保育を行うために、各クラス担任1名及び副所長が最長1年間、当該保育所に残ることとしておりましたが、崇仁保育所の民間移管におきましては、子どもへの影響に配慮するため、移管日の前日に在所している児童が卒所するまでの期間、当該児童が在籍するクラスについては、市の保育士を派遣し、市の保育士が保育を実施することで進めてまいりたいと考えております。

前回の選定部会において提示しておりませんでしたが、民間移管の時期につきましては、平成32年4月を予定しております。一方で、新園舎の建築が予定どおりに進捗した場合、平成31年10月に竣工する予定であることから、保護者の方の御意見にもございましたが、年度替わりに移転と保育士の交代が同時に行われた場合の子どもへの影響に配慮し、平成32年4月より時期を前倒しすることも併せて検討してまいりたいと考えております。

裏面を御覧ください。実施体制について御説明いたします。

市の保育士の派遣に当たっては、職員は移管先法人の指揮命令下に入ることになりますが、保育及び運営への関与、保育の実施内容及び引継ぎ内容の確認、派遣職員の管理監督のため、クラス担任の保育士に加えて、課長級の保育士の職員を副園長として派遣します。

年度ごとの職員配置の考え方は表のとおりです。民間移管を予定している平成32年度につきましては、園長、0歳児クラス担任、休憩・休暇対応、調理員及び一時預かり対応保育士を法人の職員で確保していただき、市の職員は副園長及び1～5歳児クラス担任として派遣します。なお、市の保育士を派遣するクラスにつきましては、担任全員が市の保育士となることを考えております。その後、平成33年度については、2～5歳児、平成34年度については3～5歳児と、段階的に市の保育士が担当するクラスが少なくなっていくイメージでございます。

なお、円滑な保育及び運営を行う観点から、休暇取得、行事、緊急時等においては、公・民のクラス担任の別にかかわらず、公・民の保育士が互いに協力し、対応することとします。この案を導入し、市の保育士を派遣した場合であっても、人事異動により担当の保育士が変更となる場合があります。

派遣期間につきましては、先ほど申し上げましたとおり移管日の前日に在所している児童が卒所するまでの期間とし、従来、移管前年度から最長で移管後1年間実施してきました引継ぎ・共同保育につきましては、市の保育士を派遣することから、移管前年度のみとし、対象者も表のとおりに改める予定でございます。なお、この案につきましては、本日の審議を踏まえ、保護者の方に説明してまいります。説明は以上でございます。

【安保部会長】

ただいまの報告について、御質問がございましたらお願ひいたします。前回、川北委員から在園児が卒所するまで、市の保育士が残ることはできないかとの御意見をい

ただいておりました。変更後の方について、川北委員の方から何か御質問はござりますか。

【川北委員】

移管日の前日までに在所している子どもたちが卒所するまで市から職員を派遣するとのことでした。これは今までないことであり、子どもたちにとって慣れた先生がいるという安心感から言えば、市としては最大限の対応だと思います。ただし、担任が市の職員と法人の職員に分かれることで保育の引継ぎがうまくいくか心配に思います。

このようなケースはまれだと思います。現場で働いている先生方に市と法人の先生との間でどのような形での連携が考えられるか御意見を伺ったうえで担任の割振りを考えるなど、より良い形で進めるべきだと思います。

先生たちの連携がとれていないと、子どもたちに影響が出てしまうので、以上の点についてはきちんと考えていただきたいと思います。

【安保部会長】

川北委員からは以上の御意見をいただきました。安井委員はいかがですか。

【安井委員】

京都市としては、今までにない体制を提案していただいているということでした。保護者の方からの反応はどういったものがありますか。

【村上公営保育所課長】

詳細については今後説明することになりますが、卒所するまで市の職員が残るという案について、現在は文書でお伝えしております。保護者の方々の御意見については、今後説明会を通してお聞きしたいと思います。いただいた御意見については次回選定部会でお伝えしたいと思います。

川北委員から御意見をいただきましたが、今回の提案内容はクラス全員になっており、最大限保護者の皆様の御意向を反映した形になっております。一方で、法人の職員について、休憩・休暇に入るという現状の形よりも、担任として入った方が引継ぎという面では利点があると思われます。皆様の御意見を踏まえ、本市で検討し、保護者の御意見と併せて次回選定部会で御説明させていただきたいと考えております。

【安保部会長】

この点については重要な変更なので、各委員に御意見を伺いたいと思います。

まず、私からになりますが、市の保育士を民間保育園に派遣することでしたが、そのような前例があるのかということと、市の法的なところで問題がないのか伺いたいと思います。

【村上公営保育所課長】

市の保育士を民間園に派遣するのは今回が初めての取組です。他都市では一部派遣をしていると聞いてはおりますが、ここまで多くの職員を派遣するということはありませんないケースになります。また、本市における職員の派遣については、本市の規則で定められており、特定の公益法人として、約30の団体があります。今回の派遣については、人事委員会の規則で変更しなければならない部分はございますが、最終的には派遣する方向で調整するよう、本市の内部で確認しているところでございます。

【安保部会長】

岡委員は御質問や御意見はございますか。

【岡委員】

市の方でこのような新しい方法を提案してくださったことは、評価できる点だと思います。派遣期間は数年にわたりますが、市の職員が途中で退職されるような場合はどうなりますか。

【村上公営保育所課長】

退職については、年度末だけでなく、諸事情により年度途中の場合も考えられます。先ほど、人事異動があると御説明させていただきましたが、年度末の退職であれば、人事異動によって職員が代わることがございます。年度途中の退職については、本市のほかの保育所でも職員に余裕がないため、途中退職の職員分について必ず確保できるとは言えません。非常に厳しい状況になっており、可能性としては法人で臨時に職員を雇っていただくような形が考えられます。その点については、引き続き内部で検討を続けたいと考えております。

【安保部会長】

土江田委員はいかがですか。

【土江田委員】

資料1の2ページの表にも記載がありますが、職員配置については、川北委員と同様に、市と法人の職員がはっきりクラスごとに分かれているのは、組織面ではあまり望ましくないと思います。割合については、今後話し合いが必要になりますが、混在した形で引継ぎを行う方が望ましいと思います。副園長についてはずっと市職員で、平成37年度から法人職員ということでしたが、副園長は園によって役割が異なっていることが考えられます。市営保育所の場合、役割についてある程度決まったものがあると思いますが、過去の例を見ると、民間の場合は各園でかなり役割に差があると感じます。今まで市営で担っていた役割をきちんと引き継ぐことができるのか確認のう

え、御検討いただきたいと思います。

資料では市職員となっておりますが、この市職員は現在崇仁保育所を担当している職員という理解で良いですか。

【村上公営保育所課長】

今回の提案は、保護者の方の御意見を反映した形で考えております。ただし、人事異動がございますので、必ずしも今の職員が全員残ると御約束はできません。移管前年度の職員が引き継ぐ形を基本に考えてはおりますが、人事異動で職員が代わることもございます。

【土江田委員】

もう一点、費用負担について、補助金で調整することが考えられると思いますが、法人の職員も少なく、計算方法をどのようにされるかということを含め、今後の調整について考えていただきたいと思います。

【村上公営保育所課長】

市営保育所と民間園では人件費が違うという点での民間移管でもあります、法人が本市職員の分まで全額支払う場合、運営が成り立たない状況になります。費用負担については、引き続き検討していきたいと思っております。

【安保部会長】

高田委員の専門は建築でいらっしゃるとのことでした。今日初めていらっしゃって、引継ぎについて御意見を伺うのもいきなりかとは思いますが、重要な変更ですので御意見や御質問がございましたら伺いたいと思います。

【高田委員】

皆さんのおっしゃっておられることと同じようなことを考えておりました。求められているのは、市の職員か法人の職員かということよりも、特定の個人についてであり、特定の先生を残して欲しいというニーズが強いということでした。この方法によってそれが実現しやすくなると思います。もともとは保育士の先生の所属あるいは雇用形態というよりも、今の先生にいつまで残っていただけるかということが第一でこのような取組を考えられたということで理解して良いですか。あるいは市と法人との間で、雇用形態として何か積極的な意味合いがあるのか確認したいと思います。

【村上公営保育所課長】

雇用形態ということではなく、民間移管がなかったとしても、なるべく市の知っている先生が残って欲しいという御要望があったことを受けての取組です。そこが出発点にはなっておりますが、これまでの人事異動についての考え方に基づいて職員配置

をさせていただくことになりますので、職員が全員残るということは難しい状況だと思います。

【高田委員】

今いる先生ができる限り残すことのできる仕組みを考えたということ以外に、この仕組みに積極的な意味があるのですか。この仕組みによって先生が残りやすくなるということは理解できました。それ以外に、法人の職員と市の職員を混在させることの積極的な意味合いはありますか。

【村上公営保育所課長】

繰返しになりますが、個人の先生に残ってもらうという意味があることに加えて、どのような民間園が来るか分からぬという不安全感があるということで、ある程度市の保育を維持するようにする意味があります。

【高田委員】

ある程度そういうニーズもあったと考えて良いのですね。市の保育士に見ていただきたいというニーズもあり、このような形になつていると考えて良いのですね。

【村上公営保育所課長】

はい。

【高田委員】

1つの園の中で法人の先生と市の先生が混在することに関して、この方が良いという積極的理由があるわけではないということですね。

【村上公営保育所課長】

趣旨としてお伝えいたしましたとおり、一定期間は本市の職員が引継ぎを行っていきますが、民間園になりますので、移管後に入所する方については法人の職員が保育をしていかなければなりません。結果として、このような形になりました。

【安保部会長】

ほかに御質問はございませんか。

【川北委員】

いろいろなことが不安な中で、三者協議会の存在がとても大きくなると思います。今入所されている方に御安心いただけたとしても、移管後に入所される保護者の方々がおられます。同じ地域で暮らしておられるということを考えれば、現在の案で進めたとしても、平成36年度までの間、こまめに三者協議会を開催して、常に保護者に

確認をしていっていただきたいと思います。

【村上公営保育所課長】

三者協議会は平成31年度から実施を予定しております。確認内容としては派遣の期間についてということでしょうか。

【川北委員】

移管後に入ってこられた保護者の方に、市職員が平成36年度まで残ることについて不安に思われる方がいらっしゃった場合、どこに訴えれば良いかということをはつきりさせておいた方が良いと思います。

【村上公営保育所課長】

三者協議会については、当分の間実施することになっております。具体的には、移管前年度の平成31年度から立ち上げ、平成36年度まで実施することになると思われます。この間の御意見について、入所されている方のクラスの代表から御意見を伺っているところでございます。保育園によってはあまり負担面をかけないために、新しく入所される方ではなく、もともと入所していた方々のみで運営していくという御意見をいただいた所もあります。運営については、保護者と法人と我々とで考えていきたいと思います。来年、再来年と新しく入所される方については移管前年度までの入所になるため、派遣については対象になります。

先ほどの川北委員の御意見としては、平成30年、平成31年に入所される方についても、派遣についての意見などを状況に応じて三者協議会で聞くのが望ましいという理解でよろしいですか。

【川北委員】

はい。

【村上公営保育所課長】

保護者の御意見もあると思いますので、三者協議会の運営については本市で検討していきたいと思います。

【安保部会長】

ほかに御意見ございますか。

【安井委員】

引継ぎ方法の変更について、保護者の方からの御意見を拝見しておりますと、子どもたちの精神的な負担をとても気にされていると思います。ここに心理の専門家の意見を聞いて欲しいという要望もあり、子どもの精神的負担面について気になることに

加え、どのような法人が来るか分からぬことでより不安が強くなると思います。その点について、京都市として何らかの対応を検討されていますか。

【村上公営保育所課長】

この御意見は、今回の引継ぎ方法に対してではなく、本市で保護者説明会を開催する中で、引継ぎが最大1年というこれまでの案に対していただいた御意見だと考えております。今回の変更で十分に配慮させていただいていると考えておりますので、現在のところ、改めて心理の専門家の御意見を確認する予定はございません。

【安保部会長】

ただいまの京都市の回答について含め、何か御意見はございませんか。

京都市の回答については、移管前に在所している子どもがいる期間は京都市の保育士がそのまま残られるというものです。保育士が保育を行う中で、どういった保育を行うか、子どもたちの変化をどう捉えるかを検討されたり、専門家の意見を聞かれたりする機会があると思います。そういう機会を利用できるか確認したいと思います。京都市の保育所の中で、検討し、助言をいただけると思います。そういうことを含めて保育士さんは京都市からサービスを受けることができるということが前提にあるのでしょうか。

【村上公営保育所課長】

保育については本市の保育士が残るということで、変わりはない状況になります。ただし、サービスについては、公営だから何か特別なことがあるのではなく、民間園でも同様の形になっております。

精神面や心のケアについては、公営、民間合わせて専門的に配置のないところではあります。ただし、障害児保育の面で、発達障害などの疑いのある子どもに関しては、専門家に来ていただいて見ていただくという取組を実施しています。そういう取組の中で、子どもの悩みや心のケアについてアドバイスをいただきたいと考えております。

【安保部会長】

この点を含めて御意見ございませんか。

そうしましたら、この点は重要な変更ですので、引継ぎをクラスで分けてしまうことが適切かどうかも含めて御意見をいただきましたので、それも含めて引継ぎ方法の変更について、さらに御検討いただくということでよろしいですか。

子どもたちが保育所で安心して保育を受けられるためにどのように取り組むかということですので、御検討いただいたうえで、再度選定部会でも検討したいと思います。よろしくお願いいたします。

次に2点目に進みたいと思います。2点目の報告事項は「市営保育所の民間移管に

に関する意向調査について」です。

【村上公営保育所課長】

それでは、資料2を御覧ください。崇仁保育所の移転及び民間移管に関し、移管を受ける意向の有無等について、市内の全民間保育園、認定こども園、私立幼稚園に対して調査を実施いたします。裏面を御覧ください。参考としまして、崇仁保育所の移転及び民間移管におけるイメージを記載しております。現在の崇仁保育所は140人定員ですが、隣接する提供区域において、提供体制が不足する状況であることから、移転及び民間移管後は、定員を30名増の170人としたいと考えており、170人定員における歳児別の定員イメージ及び年度ごとの職員配置人数イメージを示しております。こちらにつきましては、先ほど提案させていただいた内容を踏まえてこのような人数になっております。今後変更の可能性があるということを踏まえて、調査を行っていきたいと考えております。後ほど、募集要項案の審議の際に改めて御説明いたします。次ページの別紙を御覧ください。

崇仁保育所について「移管を受ける意向」及び「平成32年4月の移転及び民間移管を前倒しする場合の対応の可否」についてお尋ねします。また、移転及び民間移管に関して知りたい点や積極的な提案等があれば記載していただくこととしております。説明は以上でございます。

【安保部会長】

今の御説明について、御質問はありますか。今までの意向調査と違い、今回は新たに建物を建てるため、引継ぎ方法も変更になる可能性が高いということで、そのことについても意向調査を実施するということでした。この内容について御質問はありますか。

民間園が意向調査に回答する場合、市の保育士が派遣されるに当たっての費用面も検討することになりますが、ここには法人と市職員との人件費の差額について市の負担とするという記載しかありません。民間園の方はこの記載で分かることでしょうか。

【村上公営保育所課長】

定員に対する国からの給付費は、民間園で把握できると考えております。先ほども御説明いたしましたが、派遣職員の人件費についての取扱いが大きな要素になるため、この情報を基に一定の試算が可能であると考えております。また、今回は整備を行うことが第一にありますが、整備費については前回の選定部会の資料では定員140人の場合における補助額を示しております。このようなことも国の要綱等で確認できますので、民間園は整備費等について法人負担を把握することができると考えております。

なお、定員を170人とした場合、平成29年度の基準では、市と国からの補助として合わせて2億4500万円程度の補助金を得て、整備をすることが可能となつて

おります。

【安保部会長】

土江田委員いかがですか。

【土江田委員】

唐突な印象を受けましたが、この意向調査は、今までの意向調査で崇仁保育所の概要について把握しているという前提で、今回の調査を追加する形になるのですか。

【村上公営保育所課長】

今回初めて意向調査をさせていただきます。従来であれば、保育所の売却額や賃借料を示すところですが、まだ算定ができておらず、示すことができない状況での意向調査を予定しております。場所については、前回から地図で示させていただいており、場所についても一定の広さがあること、定員の条件も示しておりますので、最終的には法人に図面を描いていただき、皆様に審査していただくことになります。審査に先だって、今回は定員と内訳と職員人数を基に、採算が取れるかどうかを踏まえて検討していただきたいと思っております。

【土江田委員】

現状が140人の定員を、170人の定員に増やすことや、平成32年4月を予定している移転及び民間移管が前倒しする可能性があることなど、現状から変更するところを2つ取り上げて意向を伺っているように思われます。

【村上公営保育所課長】

意向調査の定員については、140人から170人に増えた場合を見比べるためのものではありません。170人の児童が入所することを前提に、一定の収支を検討していただくものです。また、基本としては平成32年4月の移転及び民間移管を考えながら、それ以前の前倒しも検討していくため、法人にとって対応ができるかできないかの意向を併せて伺いたいと考えております。

【土江田委員】

この形だと、一旦手を挙げたところに対して、変更するから意向を聞きたいという形に見えます。

【村上公営保育所課長】

初めての意向調査です。

【土江田委員】

それなら前倒しというのではなく、31年秋から32年春にかけて移転及び民間移管を検討しているということではないかと思います。変更しているところを強調されているように見えます。

【長谷川企画課長】

確かに、資料1及び資料2に書かれている全体的な説明をしたうえで、回答の別紙として平成32年春以前に時期を前倒しすることに対応できるか法人の意思を問うといった形でなければ分かりづらいと思います。御意見を踏まえて検討させていただきたいと思います。

【安保部会長】

ほかに御意見はございませんか。

法人に意向があるかを下調べする形になると思います。より分かりやすい形での意向調査票で意向調査を実施するという形で良いですか。

【川北委員】

崇仁保育所の概要の部分を見ているのですが、今年度に限って言えば、子どもたちは合計123人です。現時点での定員140人から170人を見ても30人増ですが、現在の実際の入所児童数123人から考えると人数がかなり増えることになります。170人の定員になったとして、イメージとしては0歳児で18人ということになりました。配置としては先生が6人必要になると思います。低年齢の保育が必要だから多く受け入れるということは分かりますが、市の保育士の配置は大丈夫ですか。この数字はきちんとシミュレーションして出した値ですか。

【長谷川課長】

定員についての考え方ですが、下京の保育ニーズを見ると、五条通に近づくほど保育ニーズが高くなります。ニーズの高い方向に移転するということで、そのニーズを受け皿にしっかり機能する保育所を整備するという意味合いで、170人定員にさせていただいております。

【村上公営保育所課長】

平成32年度に0歳児が18人入所している場合は、法人で職員を確保することになります。来年、再来年で18人を入れるのかということについては、ニーズがあればということになりますが、全体的なバランスもあると思います。基本的に本市の場合は入所した児童に対して職員を配置していくことになります。保育士を確保して4月以降の運営にあたりたいと考えております。

【川北委員】

そうすれば、年齢の大きな子どもたちは、同級生がたくさん増えるということになりますか。

【村上公営保育所課長】

全体的に人数が増えることになります。途中入所があるので、0歳児だけが新入児というわけではありません。1歳児、2歳児が入所された場合は、民間移管後に同じクラスで保育することになります。

【川北委員】

そういう環境も変わっていくということですね。

【村上公営保育所課長】

人数が増えると少し変わります。定員が140人と170人では若干変わります。また、もともと新しく整備して保育室等も変わるので、そこに入る人数も新しく変わることと思います。

【高田委員】

もともと定員はそういう意味なのですか。人数が増えるから定員が増えるということですか。人数はどういう要因で増えるのですか。

【長谷川課長】

保護者の方は基本的には住居に近い保育所に預けたいという思いがあります。また、五条通の近辺にマンションが多く、子育て世代が多く住んでおられます。今の崇仁保育所の立地は下京区の南端になりますが、移転後は700メートル北に移動し、五条通に近づくことになります。移転後の崇仁保育所に預けたいと思われる方が多くなることが想定されます。

【高田委員】

社会の流れとして希望者が増えているということではなく、移転によって立地が変わるので今回に限って希望者が増えるということですね。

【長谷川幼保企画課長】

はい。

【安保部会長】

ほかに御質問はございませんか。先ほどの点について京都市が訂正されるということを前提に、意向調査を行うことを確認したということでよろしいですか。

では次に、議題に入りたいと思います。「平成29年度崇仁保育所移管先法人募集

要項（案）の検討について」です。事務局からの説明をお願いします。

【村上公営保育所課長】

資料3と資料4について御説明いたします。

崇仁保育所の移管先法人募集要項につきましては、今年度の修学院保育所及び淀保育所の移管先を募集した際の募集要項をもとに、募集要項案を作成しております。

資料3を御覧ください。これまでの募集要項からの主な変更点を御説明させていただきます。資料4の該当箇所も併せて御確認ください。なお、崇仁保育所の移管先法人募集に当たっては、移転や新施設の整備を伴うことから、追記する項目が多く、これまでの民間移管における募集要項から項目の順序等が変更となっておりますが、内容が変わっていない箇所につきましては、説明を割愛させていただきますので、御了承願います。

まず、崇仁保育所の民間移管につきましては、先ほど御報告させていただきましたとおり、市職員の派遣を実施する予定でございます。市職員の派遣に当たっては、「京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」の規定により、派遣先が公益的法人に限定されております。これまでの民間移管では、個人が移管を受けることも可能であったため、「移管先法人等」としておりましたが、今回の募集要項では、「移管先法人」に改めております。

続きまして、本編の「3 移管に係る基本的事項」についてでございます。資料4は7ページを御覧ください。

(3) 業務の引継ぎ・共同保育につきまして、御説明させていただいておりますとおり、崇仁保育所については、市の保育士の派遣を実施するため、引継ぎ・共同保育の対象者及び期間を見直し、対象を園長予定者1名、0歳児クラス担任予定者1名、調理員予定者1名とし、期間は記載のとおりとしております。

裏面を御覧ください。(4) 本市職員の派遣についてでございます。本市職員派遣の根拠や職員体制、業務内容等について追記しております。派遣する市職員数については、京都市保育士配置基準及び障害児認定区分に応じた職員加配基準により算出し、勤務条件等については、移管先法人と本市において、京都市職員給与条例等の規定に基づいた内容で取り決めることとします。

続いて、(5) 移管先法人の職員体制についてでございます。資料4の8ページを御覧ください。こちらも今回新たに追加した項目であり、移管先法人において確保していただく職員について記載しております。具体的には、園長、派遣する本市の保育士以外のクラス担任、休憩・休暇対応保育士、調理員及び一時預かり対応保育士を確保していただくこととなります。主任保育士の配置については、検討中でございます。参考に年度ごとの職員配置の考え方を記載しており、移管先法人としては、年度を追うごとに、担当するクラスが増えていきますので、確保する職員数も増えていくことになります。こちらは意向調査でも記載している内容です。

なお、別添1についても同様の内容となっており、170人定員における歳児別の

定員イメージを記載しております。資料4の28ページでございます。障害児加配保育士につきましては、市営保育所の平成28年度の受入率が平均18%であることから、定員170人の18%である約30人と想定しており、幼児に各10人の想定となっております。

次の修正箇所について御説明します。資料3にお戻りください。

3ページの「4 施設整備に係る基本事項」についてでございます。資料4は9ページを御覧ください。本市が用意する保育所用地において、各種の条件を満たす保育所を整備していただきます。施設整備に当たっては、国が定める補助金交付要綱に基づき、本市の予算の範囲内において補助の対象となります。学校法人については、2箇年事業の場合、補助の対象外となります。施設整備における条件については、記載のとおりでございます。

続きまして、「5 申請資格」でございます。先ほど御説明させていただいたとおり、崇仁保育所の民間移管に当たっては、市の職員を派遣することとしており、派遣先は公益的法人に限定されるため、今回の申請資格につきましては、新施設の着工予定である平成30年11月時点で社会福祉法人又は学校法人であることとしております。

次に、「8 移管先候補者の選定等」でございます。資料4の13ページ、14ページを御覧ください。(1) 移管先候補者の選定方法につきまして、今回は新施設の整備を伴うことから、従来の運営実績および事業計画に加えて整備計画についても審査することとしております。これまでの民間移管においては、運営実績に係る審査項目の合計を75点、事業計画に係る審査項目の合計を75点の計150点で審査しておりましたが、今回は、整備計画に係る審査項目の合計50点を加えた計200点で審査していただきたいと考えております。合計点数の変更に伴い、前回の修学院保育所及び淀保育所の移管先候補者選定から導入いたしました最低点につきましても、得点率70%とするため、140点に変更させていただいております。整備計画の審査項目としましては、「整備内容」、「現金、預貯金、積立金等」及び「資金計画」の3点についても審査していただきたいと考えており、新たに様式46から48を作成しております。具体的な様式につきましては、資料4の111ページから121ページに記載しております。また、審査基準につきましては、資料4の23ページに記載しております。

「1 整備内容」におきましては、各保育室等の面積、子どもの発達や安全面等への配慮、駐輪場や駐車場の設置も含めた外構計画、園舎のデザイン、保護者要望の尊重、利便性やセキュリティなどについて、審査していただきたいと考えております。

「2 財務状況及び資金計画」におきましては、整備に必要となる現金、預貯金、積立金等や具体的な資金計画について、審議していただきたいと考えております。

次の修正箇所について御説明します。資料3にお戻りください。

(5) 人事委員会規則の改正につきまして、本市職員の派遣に当たり、移管先候補者の選定後、移管先候補者が京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条

第1項第1号に定める法人の要件に適合するものとして、人事委員会規則の改正がされることとなるため、その旨を追記しております。

次ページを御覧ください。「移管後の運営に係る基本事項」についてでございます。資料4は26ページを御覧ください。

1 保育所運営につきまして、崇仁保育所の民間移管においては、市職員の派遣を実施します。市職員は保育士として派遣するため、当分の間は保育所として運営していただきます。また、定員につきましては、先ほども御説明しましたが、隣接する提供区域において、提供体制が不足する状況であることから、30名増の170名としております。

続いて、2 職員について、まず、保育所として運営していただくため、認定こども園として運営する場合の規定は削除しております。職員数につきましては、先ほど御説明したとおりの職員を確保していただくことになるため、「各年度において、必要となる保育士等を確保すること」としており、保育士につきましては、移管日の前日に在所している児童の保育については、市の保育士が行うことから、従来の規定を削除することとしております。また、引継ぎ・共同保育につきましては、「3 移管に係る基本的事項」の項目において、御説明させていただいたとおりでございます。

説明は以上でございます。

【安保部会長】

御質問はございませんか。

整備計画として、過去に実績のある審査事項になりますか。

【村上公営保育所課長】

様式そのものは、昨年度開智幼稚園の認定こども園化の募集要項の際に作成し、用いたものになります。基準については配置に当たっての基準や他都市の基準を参考に、今回改めて項目を設定しております。

【安保部会長】

変更点について御説明いただきました。変更点について重点的に御質問いただければと思います。

引継ぎ方法については、引き続き御検討をお願いしたと思いますが、検討の結果、引継ぎの部分が変更になる可能性があるということですか。

【村上公営保育所課長】

変更した部分については、その部分を反映した形になると思います。

【安保部会長】

移転先の敷地の概要は資料4の5ページに記載いただいています。元六条院小学校

管理棟・体育館については、地域でも利用されるため残すということでした。それを残して保育所を建てるのですが、変更点を見ると、送迎用の駐車スペースを10台分程度設けるということでした。スペース的に大丈夫なのでしょうか。

【村上公営保育所課長】

管理棟と体育館を除くと約1270m²の敷地がございますので、約10台程度は可能だと思います。

【安保部会長】

今回変更点として、整備計画に係る配点が50点加わるということでした。今まで運営実績と事業計画がそれぞれ75点でした。どのような考え方でこのような配点にされましたか。

【村上公営保育所課長】

先ほども御説明いたしましたが、開智幼稚園の認定こども園への移行の際に、50点満点で用いましたので、基本的には同様の考えに基づき、今回も50点満点の形にさせていただいています。

今回、各項目の係数を全て2としておりますが、どのような係数が良いかについても御審議いただきたいと考えております。

【安保部会長】

何かお考えがあつて全て2にされたのですか。

【村上公営保育所課長】

全て均一にした形になっており、特に考えがあつてのことではありません。皆様の御意見を伺いたいと考えております。

【安保部会長】

過去に運営実績や事業計画の配点については見直しをいたしましたが、整備計画については初めてですので、検討して欲しいということでした。整備計画について、高田委員いかがですか。

【高田委員】

ここに書かれていることは極めて一般的なことであり、あまり問題があるとは思いません。ただし、審査に当たっては、提案者がどのようなフィロソフィーで整備をしようとしているのか、また、施設の整備方針を提案資料のどこから読み解けば良いかが明確ではありません。図面から推測するのでしょうか。それとも、整備方針について質問し、いただいた回答を評価するのでしょうか。公共建築の整備に当たっては、

まずは施設の整備方針が重要です。

京都市の保育所整備において、今までやってこられたこととの関係があるので、今回から新たに項目を作られるのが良いかは、私の立場ではすぐには判断できませんが、少なくとも審査をする立場からは、一体何を目指して整備するのかということについて説明を求めたいと思います。

整備方針、整備目的が達成されているかどうかということと、その施設が総合的に良い施設であるかどうかということは相互に関係はあります、一応別のことです。ある目的を達成するためにどのようにしたということがきちんと説明できているかということ、直接的には整備方針達成のためではないが、独自に工夫した部分がどのようなレベルかということの両方が理解できるようになっていることが審査現場では良い結果を生むと思います。そのため、施設の整備方針をきちんと評価できる項目があればより良いと思います。

もう一つ、項目自体としては極めて一般的なので、日本中どこで実施しても同じになるような書き方がされていますが、建物は土地固着性があり、地域と密着しています。特に京都で実施することであれば、景観への配慮としては書かれていますが、施設と立地する土地の歴史や文化との関係についてより深い考察を求めるべきだと思います。これは保育所に限ったことではなく、あらゆる建物について言えることです。先に述べたように、標準化された基準で、標準化された建物が作られてきたということが、従来の公共建築、あるいは、一般施設の問題点の一つであったと思います。歴史や文化との関係を踏み込んできちんと評価できないかと思います。

具体的な審査項目の話をすると、例えば、審査項目に安全についてのものがあります。安全が重要なのは当然のことですが、安全性を重視するとどんどん保護的になり、建物は閉鎖的になります。要するにトラブルが起こらなければ良いという解決になりがちです。特に子どもの施設の場合はそれが顕著であり、この点が私は決定的にまずいと思っています。トラブルを経験し、それを解決する工夫をする経験を積むことができて初めて、子どもが育っていく環境が整備されることになるはずですが、それを非常に簡単に、トラブルが起こらないように計画・整備・運営してしまうという面が近年強くなっています。この点に関して、事業者や建物の設計者が、自ら難しい課題を課したうえでそれを解決する工夫を行い、整備計画を策定しているかということを確認したいのです。

私の友人に日本女子大学の定行まり子教授という方がおられます。彼女は、私と同じくもともとは住宅研究者なのですが、近年、保育所研究の分野で高く評価すべき業績を上げられています。その彼女が、東日本大震災後、福島県の保育所の様子を詳しく調査し、現在も継続的に研究を続けられています。

彼女の調査によると、震災直後、原発被害によって、外遊びをいかにして実現するかという非常に難しい問題が浮上してきたということでした。何人かの意識の高い園長先生が、放射性物質による被害の中でも、子どもにとって大切な外遊びは絶対にしなければならないということを強く主張され、さまざまな研究者や建築士などの実務

家の協力を得て、解決策を見出し、外遊びの実現にこぎつけられました。ちなみに、定行先生も建築士です。内部と外部との関係は保育施設整備の核心部分であると思いますので、本当に大事な実践的研究をされたと思います。安全性の話だけではなく、同様の事柄がほかの項目についてもあります。

先ほど、建物整備と地域の歴史や文化との関係について述べました。景観については既に書かれていますが、景観の議論についても、建物の姿や形の話だけではなく、生活文化の表出としての景観についてもきちんと議論すべきだと思います。また、安全性の議論も生活文化と関係しています。具体的には、京都の歴史や文化の中で安全性を確保するために積み上げてきた知恵を継承していくべきだと思います。これは、防災ではなく減災文化と呼ばれています。京都には火の始末や道具の使い方など多くのリスク回避の知恵が蓄積されています。

子育て環境の中でも減災文化の継承や発展は積極的に考えられるべきです。これは保育所に限らずあらゆる建物において言えることですが、ここでは景観の調和としてしか表現されません。こういった整備の機会に生活文化の継承・発展のあり方をきちんと問い合わせて、子育て環境として望ましい空間と運営方法を提案していただけるような枠組ができれば良いなと思います。

【村上公営保育所課長】

現時点で具体的な案はありませんが、皆様の御意見を踏まえて我々としても審査基準において、整備方針としてどのような整備方針があるか、またそれに基づいた整備計画を確認することができるような形を条件とさせていただきたいと思います。

【高田委員】

京都市の保育所整備において、今までやってこられたこととの関係があることは理解しておりますので、直ちにそのようにするべきだとまでは言いません。また、提出されたものから、ある程度読み取ることはできると思います。あるいは、ヒアリングをする中で聞くことができると思います。ただ、そもそも考えていないものについて聞いても意味がないので、考えて欲しいというメッセージだけは送りたいと思います。整備方針を入れられないかという話に加え、景観の項目を変えない場合、景観との調和だけではなく、生活文化の継承や、歴史性や文化性をどのように反映しているのかを加えるようにすると、今よりは意識的になると思います。

【村上公営保育所課長】

そういうことも踏まえ、次回の部会で修正させていただきたいと思います。

【安保部会長】

ありがとうございます。評価の部分もありますが、今の高田委員のお話を聞いたうえで、建築は全体的なコンセプトの中のものであるということでした。今回は建物も

建てられるということで整備についての問題もありますので、基本的な考え方と具体策は別々に記載していただき、採点するときは基本的な考え方を見ながら具体策を見るという形にした方が、建物を作るに当たって、全体的に考えておられることが分かりやすいと思います。基本的な考えの中にこういった項目を入れてくださいとする形の方が、こちらとしても審査させていただくときに全体のイメージや考え方が分かって、その考えに基づいて具体策が出ているかということが分かるような気もします。

【村上公営保育所課長】

部会長がおっしゃった形で、まずは整備方針および基本的な考え方を分かるようにしていただいたうえで、個々の整備内容について基本的な考え方に基づいて確認をしていただけるような様式を検討させていただきます。

【高田委員】

建物の現況図面、敷地の図面はもう少しきちんとしたものに代わりますか。このまま出るのですか。建築図面としてはかなり雑で表現に誤りもあります。敷地も読みづらいので、何かを考えるベースとしては不十分です。挿絵としてはこれでいいのかもしれません、整備計画を求めようとしているのですから、きちんとした建築図面と敷地図面を出した方が良いと思います。なお、建ぺい率の「pei」は漢字で記載してください。

【村上公営保育所課長】

いろいろな御指摘ありがとうございます。漢字はただちに修正させていただきます。図面については、これまで同様の形で添付しておりましたので、今回もその延長で添付させていただいておりますが、あらためて添付する図面については委員に御相談させていただいたうえで添付させていただきたいと思います。

【土江田委員】

整備計画の47番については、「現金、預貯金、積立金等」ということで、今後の必要経費が確保されているかを見るということでした。48番については「資金計画」となっておりますが、整備に必要な予算を借り入れたりするので、包含されていると判断します。47番と48番を分断して評価するのは難しいだろうと思いました。預貯金残高、積立金を含んだ資金計画として財源確保ができている適切な計画かどうかという形で十分だと思います。ここを分断すると非常に評価しづらいです。

【村上公営保育所課長】

今の御意見を踏まえ、分かりやすく、審査しやすい形にしていきたいと思います。

【川北委員】

先ほど整備計画についての高田委員の御意見がありましたが、整備計画について自分が評価する際のことを考えると、整備内容②の「子どもの発達に応じた環境設定がされているか。」の部分などは、市でポイントを示していただかなければ評価が難しいだろうと思いました。

【村上公営保育所課長】

これまでから、整備以外のほかの審査項目についても、審査に当たっての基準やポイントを市の方で設定させていただいておりますので、改めて個々の審査基準の詳細な部分を本市で御用意し、委員の皆様に御審議いただきたいと思います。

【安保部会長】

安井委員はいかがですか。

【安井委員】

移管先法人の職員体制の変更について、園長、0歳児の保育士、調理師及び一時預かり対応に必要な保育士を法人で確保することだと思いますが、一時預かりに必要な職員数の算出方法は、崇仁保育所が一時預かりをしている人数を基に確保するということですか。

【村上公営保育所課長】

一時預かり事業については、本市の一時預かり実施要綱で人数を定めており、基本的には2名という形です。通常の保育の中で配置基準以上に配置されているのであれば、その方が一時預かりに入っていただくことが可能になっておりますが、基本的には2人です。

【安保部会長】

岡委員に伺いたいのですが、113ページの46-3整備内容③のところで、安全面に配慮し、子どもが快適に過ごせるような施設設計として、障害のある子どものことを考えるとき、「ユニバーサルデザインなどが分かるように記入してください。」という記載だけで大丈夫ですか。

ここでユニバーサルデザインの記載があるのは、おそらく障害のある子どもについても過ごしやすい施設であるという意味だと思いますが、いかがでしょうか。

【岡委員】

確かに、そういう意味においてはより具体的な表現が必要だと思います。障害児といつても、身体障害や発達障害など、それぞれの特性によって大きく異なります。表現に工夫が必要だと思われます。

障害児の保育について、保護者会の方の御意見の中で、障害児の割合が年々高くな

っており、これ以上市営保育所が少なくなると残った市営保育所に障害児がより多く集まってしまい、療育施設化するのではないかという問題があるという御意見がありましたが、昔から民間保育園を断られた人が入所するという側面があり今でも同様です。最近もあるケースから市営保育所は今でも重度の障害児のかけこみ寺のようになっていくのだと実感しました。実際は民間保育園を含めて全ての保育所がインクルージョンの考え方の時代だと思います。障害の重い人や支援の難しい人を排除するのではなく、それぞれの特徴を持った障害に対する設備を持った保育所があつてしかるべきだと思います。インクルージョンの考え方でもって、普通の子どもたちと生活したいという考えが入るのであり、療育施設化したら元も子もないと思います。療育施設はすでにあるので意味がありません。できるだけ多くの民間保育園で同じような障害児保育、たとえ障害が重度であっても断られない民間の保育園が増えて欲しいと思います。そういういた民間保育園にたくさん応募して欲しいと思います。

市営保育所には障害児に限らず支援を要する家庭の割合が多いので、障害児保育を市営保育所でどうしていくかということについては私としても一度きちんと伺いたい部分です。

【村上公営保育所課長】

御指摘のとおり、市営保育所は障害児の受入割合が非常に高く、支援の必要な家庭についても同様の現状があります。公・民とも障害児の割合は高くなっている中で、市だけが受け入れるのではなく、公・民とも受け入れていくべきだと考えております。民間移管する中で、移管先法人にはこれまでと同じ形で受入れに努めていただきたいと考えております。今回崇仁保育所を民間移管するに当たって、下京区には公営保育所がなくなるということについて不安の声をいただいておりますが、新しい保育園での積極的な受入れを我々もお願いすると同時に、下京区全体、また全市的に呼びかけを行いながら、改めて本市からも課題を検討し、全市的に受け入れていただけるような状況を作りたいと考えております。

【長谷川幼保企画課長】

設備に応じてできる限り障害児を受け入れるという考えだと思います。今、入所調整をする中で、重症心身障害者に該当するような子どもたちを医療機関との連携のもとに受け入れていただくようなことを具体的に検討していただいている保育園もあります。そのような中で、当然民間園にも広めていく必要があると思いますし、医療機関との連携が十分にできるような民間保育園もございます。さらに民間保育園に広めていきたいと思います。

【岡委員】

民間保育園でも難しい障害児保育ができるよう市の方で支援していただけるようにお願いしたいと思います。

【安保部会長】

部会としましては、障害児保育について応募してこられた法人の民間保育園で実際にどのような保育をされていて、どのようなお考えを持っておられるのか、また今後どうされるのかをしっかり評価したいと思います。

募集要項案についてはこれから検討を深めたいと思いますので、本日いただいた御意見については京都市で再検討していただくということでよろしいでしょうか。それでは、本日の議題は、以上となります。

議題ではございませんが、崇仁保育所育成会会長から私宛てに「選定部会の審議に関する要請書」が提出されております。要請書の内容としては、選定部会の権限内において、選定手続の一時中断、選定部会のスケジュールや審議の手法の見直し等を求めるものであり、5点の要請がありました。

1点目として、選定部会として選定手続を一時中断することを決議し、京都市に対して、改めて全ての保護者が参加できる方法（複数日時、複数時間帯）により説明会を行い、また保護者から出された質問に対しては、真摯に回答するよう求めること、

2点目として、選定部会のスケジュールを決定する際には、移転を伴う民間移管が子どもたちに及ぼす悪影響について、これまで以上に丁寧に検討する必要があることから、これまでの民間移管よりも慎重な審議が可能となるスケジュールを設定すること、

3点目として、選定部会の審議においては、選定委員として又はオブザーバーとして、発達心理学の専門家や専門分野の異なる保育の専門家を参加させ、子どもへの影響や対処方法を多角的に検討すること、

4点目として、新園舎の整備については、保育所設計について経験豊富な専門家を審議に参加させ、現在の崇仁保育所の保育環境を検証したうえで、保育環境の質が実質的に維持される新園舎のあり方を慎重に検討すること、

5点目として、保護者会との意見交換会については、性急な計画であること、移転を伴う計画であることから保護者の不満や不安が大きいことを踏まえ、保護者会に十分な準備期間を保障し、意見交換の機会も複数回実施し、これまで以上に十分な時間を確保することとなっています。

このうち、部会の開催については、部会長の権限であるため、私から回答させていただきます。本日（12月26日）の選定部会では、保護者の方から寄せられている不安に対して、京都市から引継ぎ方法の変更案が提案されたことも踏まえ、現時点では、次回の開催を中断する事由があるとは判断できないことから、選定手続は引き続き進めていくこととします。今後のスケジュールについては、選定部会の状況等を総合的に考慮し、事務局とも協議のうえ、決定していきたいと考えております。

次回の選定部会では、保護者との意見交換が予定されています。日程については、保護者の方からの要請も踏まえ、本日の選定部会終了後、日程調整させていただきたいと考えています。部会長の権限でお答えできる内容は以上となります。それ以外の要請項目については、部会長の権限に属するものではないため、事務局から説明して

いただけますか。

【村上公営保育所課長】

まず、「全ての保護者が参加できる方法により説明会を行い、また保護者から出された質問に対しては、真摯に回答するよう求めること」につきまして、本市としましては、12月27日に保護者説明会の開催を予定しており、保護者からの要望を受けて、早い時期に開催を案内するとともに、時間帯を2回に分け、保護者が参加しやすい環境づくりに努めております。また、やむを得ず参加できない場合であっても、これまでから、当日の内容をまとめた摘録を作成し、資料とともに保護者全員に配布しております。さらに、保護者から出された質問への回答については、10月31日に、崇仁保育所育成会及び崇仁保育所民営化を考える保護者の会から、未回答となっている項目が示され、その全ての内容に対し、11月17日に回答しております。

次に、「選定部会のスケジュール」につきまして、崇仁保育所の民間移管に当たっては、移転を伴うことから、これまでより慎重な審議が必要であることを本市としても認識しております、これまでの民間移管対象保育所では行っていない取組として、前回の選定部会において、移転及び民間移管に関する経過及び状況の報告並びに選定部会委員の皆様から意見を賜りました。いただいた意見等を踏まえ、本市として子どもへの影響に配慮した手法について検討を進め、今回、新たな案をお示ししたものであり、引き続き慎重に審議を進めてまいりたいと考えております。

続いて、「選定部会において、発達心理学の専門家や専門分野の異なる保育の専門家を参加させ、子どもへの影響や対処方法を多角的に検討すること」につきましては、移管日の前日に在所している児童が卒所するまでの期間、当該児童が在籍するクラスについては、市の保育士を派遣することで、最大限子どもへの影響に配慮した対応をしていくことから、保護者が要請する対応については必要ないと考えております。

4つ目の「新園舎整備における慎重な検討」につきましては、崇仁保育所の移転に関しては、今回建築・設計の専門家として新たに高田委員に選定部会委員として参 加していただいております。御意見を伺いながら、申請者から提案のあった設計を慎重に審査していただきたいと考えております。

最後に、「保護者会との意見交換会」につきましては、今回、保護者や選定部会委員の意見を踏まえた新たな案を示したところであり、現時点において、複数回開催する必要はないと考えております。事務局からは以上でございます。

【安保部会長】

本部会としましては、整備計画については初めての議論です。建築も含め、新園舎が子どもたちにとって成長を促すような園舎になるような形での審議を深めて参りたいと思います。今後の御協力をお願ひいたします。

ほかに御意見はございませんか。ほかにないようでしたら、本日の部会はこれを持ちまして終了いたします。事務局に進行をお返しします。

【中澤保育内容向上課長】

本日は長時間にわたり御審議いただき、誠にありがとうございました。

以上で、平成29年度第12回市営保育所移管先選定部会を終了させていただきます。委員の皆様には、この後事務連絡がございますので、しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。傍聴の皆様におかれましては、お忘れ物のないよう御退出ください。ありがとうございました。